

○小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則

平成17年9月22日

規則第25号

(趣旨等)

第1条 この規則は、小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年小山町条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 指定管理者の指定の手續等に関しこの規則に規定する事項について、他の条例、規則等に別の定めがあるときは、その定めるところによる。

(公募の方法)

第2条 条例第2条第1項の規定による指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）の公募は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 小山町公告式条例（昭和31年小山町条例第8号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示

(2) 町の広報紙への掲載

(3) 町のホームページへの掲載

(申請の期間)

第3条 条例第2条第1項第2号の申請の期間は、おおむね1か月以上とする。ただし、町長が認めたときは、この限りでない。

(指定管理者の指定の申請)

第4条 条例第3条第1項の規定による指定管理者の指定の申請は、小山町公の施設に係る指定管理者指定申請書（様式第1号）により行わなければならない。

2 条例第3条第1項第1号に規定する添付書類の様式は、次によるものとする。ただし、各様式の要件を満たす事業計画書及び収支予算書を作成したときは、これをもって様式に代えることができるものとする。

(1) 小山町公の施設に係る指定管理者事業計画書（様式第2号）

(2) 小山町公の施設の管理に関する業務収支予算書（様式第3号）

3 条例第3条第1項第2号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、町長が公の施設の性格等により提出を要しないと認める書類については、省略できるものとする。

(1) 申請資格を有していることを証する書類

ア 法人にあつては、当該法人の登記簿の全部事項証明及び定款の写し

イ 法人以外の団体にあつては、会則等当該団体の組織活動の基本となる規則を記載した書類

ウ 小山町公の施設に係る指定管理者申請資格に関する申立書（様式第4号）

エ 当該団体の代表者及び当該団体が法人である場合は当該法人に関する納税証明書等滞納のない証明並びに小山町公の施設に係る指定管理者納税義務等不存在申立書（様式第5号）（この場合における納税証明書等滞納のない証明については、公募の開始日以降に交付されたものとし、全税目等について未納がないことを証明するものとする。また、地方税の納税証明書は、主たる事業所の所在地の都道府県及び市町村の発行するものとする。ただし、小山町が課税する税目等について納税義務等がある場合は、小山町の納税証明書等も含む。）

(2) 当該団体の経営状況を証明する書類

ア 当該団体に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度（以下この号において「前事業年度」という。）の損益（収支）計算書又はこれに相当する書類

イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類

ウ 当該団体に係る申請の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書

エ 役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（申請の資格）

第5条 条例第3条第2項第2号の規則で定めるものは、当該団体の代表者及び当該団体が、次の各号のいずれにも該当しないものとする。ただし、当該団体が法人でない場合は、第4号、第6号及び第8号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 法律行為を行う能力を有しない者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により町における一般競争入札等の参加を制限されている者

(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた日から起算して2年間を経過していないもの

- (5) 国税及び地方税（都道府県税及び他市町村税をいう。）並びに小山町税及び料（町営住宅使用家賃、水道料金、下水道使用料、介護保険料等をいう。）を滞納している者
- (6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としているもの
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更正手続又は再生手続の開始の申立てがなされて、更正手続の開始決定又は再生計画の認可決定がなされていない者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であるもの又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から起算して5年を経過しない者の統制下にあるもの

2 前項に定めるもののほか、申請資格に関して必要な事項は、町長が別に定める。

（選定結果の通知）

第6条 町長は、条例第4条又は第5条の規定による選定の結果、指定管理者の候補者として選定した団体については、小山町公の施設に係る指定管理者候補者選定通知書（様式第6号）により、候補者として選定しなかった団体については、小山町公の施設に係る指定管理者候補者不選定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（指定管理者の指定の通知）

第7条 町長は、条例第6条第1項の規定による指定をするときは、小山町公の施設に係る指定管理者指定通知書（様式第8号）により、指定に関する議案が議会において議決を経られず指定をしないときは、小山町公の施設に係る指定管理者不指定通知書（様式第9号）により、指定管理者の候補者に通知するものとする。

（告示する事項）

第8条 条例第6条第2項の規定による告示は、次に掲げる事項について告示するものとする。

- (1) 指定管理者として指定をした団体の名称及び所在地
- (2) 当該指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
- (3) 当該指定管理者の指定期間
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

（協定の締結）

第9条 条例第9条の協定は、指定期間全体を対象とする基本的な協定（以下「基本協定」という。）及び単年度ごとの協定（以下「年度協定」という。）の2協定を締結するものとする。ただし、公の施設の性格等により町長が必要と認めるときは、全部又は一部の事項を省略し、又は追加できるものとする。

2 協定の締結に際し、必要な事項については、町長と指定管理者が協議の上、定めるものとする。

（協定内容の変更）

第10条 指定管理者は、前条の協定の内容の変更（以下「協定内容の変更」という。）を行おうとするときは、その変更しようとする日の3か月前までに、小山町公の施設に係る指定管理者協定変更協議書（様式第10号）により、町長に対して申し出なければならない。この場合において、指定管理者は、町長から当該協定内容の変更の合意（以下「変更合意」という。）を受けなければ当該変更を行うことはできない。

2 町長は、前項の規定により、指定管理者から協定内容の変更の協議があった場合は、当該変更の必要性及び妥当性を十分審査し、やむを得ないと認めるときは、指定管理者に対して、小山町公の施設に係る指定管理者協定変更合意通知書（様式第11号）により通知しなければならない。この場合において、町長は必要と認めるときは、条件を付すことができる。

3 町長及び指定管理者は、前項の規定により変更合意を行ったときは、小山町公の施設に係る指定管理者変更協定書（様式第12号）により、変更協定を締結しなければならない。

4 町長は、第2項の規定により審査を行い、協定内容の変更を認めないときは、指定管理者に対して、小山町公の施設に係る指定管理者協定変更不合意通知書（様式第13号）により通知しなければならない。

（協定内容の変更の申出）

第11条 町長は、社会情勢の変化その他の理由により協定内容を変更する必要がある場合は、小山町公の施設に係る指定管理者協定変更申出書（様式第14号）により、指定管理者に対して協定内容の変更の申出（以下この条において「申出」という。）を行うことができる。

2 指定管理者は、前項の規定により町長から申出があったときは、協定内容の変更について誠実に対応しなければならない。

3 前2項における協定内容の変更については、前条第3項の規定を準用する。

(業務主任者の通知)

第12条 指定管理者は、公の施設の管理の業務をつかさどる業務主任者を定め、小山町公の施設に係る指定管理者業務主任者決定通知書(様式第15号)により、町長に通知するものとする。

2 指定管理者は、前項の業務主任者を変更したときは、小山町公の施設に係る指定管理者業務主任者決定通知書より、町長に通知するものとする。

(公の施設の利用料金等の事前承認)

第13条 条例第10条第2項及び第3項の承認の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

- (1) 小山町公の施設の利用料金(設定・減額・免除)承認申請書(様式第16号)
- (2) 小山町公の施設の管理に関する業務収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 条例第10条第2項及び第3項の承認は、小山町公の施設の利用料金(設定・減額・免除)承認書(様式第17号)により行うものとする。

(重要事項の変更の届出)

第14条 条例第11条の規定による重要事項の変更の届出は、小山町公の施設に係る指定管理者重要事項変更届書(様式第18号)により行うものとする。

2 条例第11条第2項の規定による届出のときは、前項の届出に第4条第3項に掲げる書類のうち町長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

3 町長は、前項の書類に基づき指定管理者の申請資格を欠くと判断したときは、取消し、停止、指示等の必要な措置を講じなければならない。

(事業報告)

第15条 条例第12条第1項に規定する事業報告は、次に掲げる書類をもって行う。

- (1) 小山町公の施設に係る指定管理者事業報告書(様式第19号)
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(指定管理者への指示等)

第16条 条例第13条の指示は、原則として、次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 条例第15条の責務に反し、又は反することが予想できるとき。
- (2) 公の施設の形質を一方的に変更しようとするとき。

- (3) 経営効率を重視する等のあまり職員の配置又は施設の管理が公の施設の設置目的を効果的に達成するため適切なものとなっていないとき。
- (4) 利用料金制をとる場合、明らかに値下げ申請をすべき場合にもかかわらず、これをしないとき。
- (5) 災害等緊急時において公の施設を使用しようとするとき。
- (6) その他町長が必要と認めるとき。

(指定の取消し等)

第17条 町長は、条例第14条第1項の規定により、指定を取り消すときは小山町公の施設に係る指定管理者指定取消通知書（様式第20号）により、管理の業務の停止を命ずるときは小山町公の施設に係る指定管理者業務停止命令書（様式第21号）により、当該指定管理者に通知するものとする。

2 条例第14条第3項の規定による告示は、次に掲げる事項を告示するものとする。

(1) 指定を取り消したとき

- ア 指定管理者の名称及び所在地
- イ 公の施設の名称
- ウ 指定取消年月日
- エ その他町長が必要と認める事項

(2) 管理の業務の停止を命じたとき

- ア 指定管理者の名称及び所在地
- イ 公の施設の名称
- ウ 管理の業務の停止の期間
- エ 停止を命じた管理の業務の範囲
- オ その他町長が必要と認める事項

(設備の設置等の承認)

第18条 指定管理者は、条例第16条の規定により設備の設置等又は許可を与えようとするときは、小山町公の施設に係る指定管理者設備設置等承認申請書（様式第22号）により、あらかじめ町長に対して申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、当該行為の必要性及び妥当性を十分審査し、やむを得ないと認めるときは、指定管理者に対して、小山町公の施設に係る指定管理者設備設置等承認書（様式第23号）により通知しなければならない。この場合

において、町長は必要と認めるときは、条件を付すことができる。

- 3 町長は、前項の規定により審査を行い、当該行為を認めないときは、指定管理者に対して、小山町公の施設に係る指定管理者設備設置等不承認書（様式第24号）により通知しなければならない。

（業務の休廃止）

第19条 指定管理者は、条例第18条の規定により、業務の休廃止をしようとするときは、その休廃止しようとする日の3か月前までに、小山町公の施設に係る指定管理者業務休止（廃止）承認申請書（様式第25号）により申請しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定により、指定管理者から業務の休廃止の承認の申請があった場合は、当該休廃止の必要性を審査し、やむを得ないと認めるときは、指定管理者に対して小山町公の施設に係る指定管理者業務休止（廃止）承認書（様式第26号）により通知しなければならない。この場合において、町長は必要と認めるときは、条件を付すことができる。

- 3 町長は、前項の規定による業務の休廃止を承認したときは、その旨を告示するものとする。

- 4 町長は、第2項の規定により審査を行い、休廃止を認めないときは、指定管理者に対して、小山町公の施設に係る指定管理者業務休止（廃止）不承認書（様式第27号）により通知しなければならない。

（委託等の承認）

第20条 指定管理者は、条例第23条の規定により公の施設の管理に係る業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、小山町公の施設に係る指定管理者業務委託（請負）承認申請書（様式第28号）により、あらかじめ町長に対して申請しなければならない。ただし、条例第9条の協定で委託し、又は請け負わせることができる業務とされたものについては、この限りでない。

- 2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、委託又は請負の必要性及び妥当性を十分審査し、やむを得ないと認めるときは、指定管理者に対して、小山町公の施設に係る指定管理者業務委託（請負）承認書（様式第29号）により通知しなければならない。この場合において、町長は必要と認めるときは、条件を付すことができる。

- 3 町長は、前項の規定により審査を行い、委託又は請負を認めないときは、指定管理者に対して、小山町公の施設に係る指定管理者業務委託（請負）不承認書（様式第30号）

により通知しなければならない。

(補則)

第21条 この規則に定めるもののほか、公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月22日規則第6号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第14条、第15条、第17条、第19条、第21条及び第24条の規定は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(平成19年小山町条例第3号)附則第3号の規則で定める日から施行する。

(規則で定める日=平成19年7月11日)

附 則 (平成20年9月9日規則第26号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規則第19号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年2月13日規則第5号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月29日規則第20号)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に改正前の小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の規定により行った申請、手續その他の行為は、改正後の小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の相当規定によりなされた申請、手續その他の行為とみなす。

附 則 (令和5年12月28日規則第44号)

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

小山町公の施設に係る指定管理者指定申請書

年 月 日

小山町長 様

所在地
名称
申請者 代表者氏名
電話番号

小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条第1項の規定により下記公の施設の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 申請施設の名称

2 添付書類

- (1) 小山町公の施設に係る指定管理者事業計画書
- (2) 小山町公の施設の管理に関する業務収支予算書
- (3) 登記簿の全部事項証明及び定款の写し(法人以外の団体にあつては、会則等当該団体の組織活動の基本となる規則を記載した書類)
- (4) 小山町公の施設に係る指定管理者申請資格に関する申立書
- (5) 申請の日の属する事業年度の前事業年度の損益（収支）計算書又はこれに相当する書類
- (6) 申請の日の属する事業年度の前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類
- (7) 申請の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (8) 役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
- (9) 代表者及び法人に関する納税証明書等滞納のない証明
- (10) その他町長が必要と認める書類

様式第2号(第4条関係)

小山町公の施設に係る指定管理者事業計画書

施設の名称				
団体名				
代表者氏名		設立年月日		
団体所在地				
電話番号		FAX		
E-mail				
現在運営している類似施設名	所在地	主な業務内容	運営年月	
			開始	年 月
			終了	年 月
			開始	年 月
			終了	年 月
			開始	年 月
			終了	年 月
			開始	年 月
			終了	年 月
			開始	年 月
			終了	年 月
事業計画 (別紙可)				
(管理運営を行うに当たっての経営方針について)				
(安全及び安心面からの管理運営の具体策など特徴的な取組について)				

(施設の管理について)

- 1 職員の配置 (指揮命令系統が分かる組織図を含む。)

- 2 職員の研修計画

- 3 経理

(施設の運営について)

- 1 年間の自主事業計画

- 2 サービスを向上させるための方策

- 3 利用者等の要望の把握及び実現策

- 4 利用者のトラブルの未然防止と対処方法

- 5 その他 (地域との連携、他施設との連携)

(個人情報の保護の体制と措置について)

(緊急時対策について)

1 防犯、防災の対応

2 その他、緊急時の対応

(団体の理念について)

1 団体の経営方針等

2 指定管理者の指定を申請した理由

3 施設の現状に対する考え方及び将来展望

その他 特記すべき事項

様式第3号(第4条関係)

小山町公の施設の管理に関する業務収支予算書(年度)

1 施設の名称

2 収入

(単位:千円)

項 目	金 額	内 訳	備 考
指定管理料 利用料金収入 事業収入 雑入			
収入合計(A)			

3 支出

(単位:千円)

項 目	金 額	内 訳	備 考
人件費 事業費 管理費 (消耗品費) (光熱水費) () 事務費			
支出合計(B)			

4 収支

(単位:千円)

収支(A) - (B)			
-------------	--	--	--

(注)管理を行う各年度別に作成してください。

様式第4号（第4条関係）

小山町公の施設に係る指定管理者申請資格に関する申立書

年 月 日

小山町長 様

所在地

名称

申請者

代表者氏名

電話番号

小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条第2項第1号及び同条例施行規則第5条に掲げる下記のいずれの事項にも該当しないことを申し立てます。

記

団体の代表者及び団体が該当しない事項

- (1) 町長、副町長又は小山町議会の議員が、当該団体の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人であるもの。（町が出資等をしている法人、公共団体、公共的団体、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づき設立された特定非営利活動法人その他町長等が特別な事情があると認めるものを除く。）
- (2) 法律行為を行う能力を有しない者
- (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により町における一般競争入札等の参加を制限されているもの
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた日から起算して2年間を経過していないもの
- (6) 国税及び地方税（都道府県税及び他市町村税をいう。）並びに小山町税及び料（町営住宅使用家賃、水道料金、下水道使用料、介護保険料等をいう。）を滞納している者
- (7) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としているもの
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更正手続又は再生手続の開始の申立てがなされて、更正手続の開始決定又は再生計画の認可決定がなされていない者
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であるもの又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から起算して5年を経過しない者の統制下にあるもの
- (10) その他（ ）

様式第5号（第4条関係）

小山町公の施設に係る指定管理者納税義務等不存在申立書

年 月 日

小山町長 様

所在地
申請者 名称
代表者氏名
電話番号

当団体の代表者及び当団体は、国税若しくは地方税（都道府県税若しくは市町村税をいう。）又は小山町税若しくは料（町営住宅使用家賃、水道料金、下水道使用料、介護保険料等をいう。）のうち、下記のものについては、納税義務等が存在しないことを申し立てます。

兼ねて、指定管理者資格審査に当たり、当団体の代表者及び当団体の国税若しくは地方税又は小山町税若しくは料の情報等の個人情報を利用することに同意します。

記

1 納税義務等が存在しないものの一覧

	団体の代表者該当 記入欄	法人該当記入 欄	
1 国税			
2 都道府県税			
3 市町村税			
4 小山町 町税 及び 料	(1) 固定資産税		
	(2) 住民税		
	(3) 軽自動車税		
	(4) 国民健康保険税		
	(5) 町営住宅使用家賃		
	(6) 水道料金		
	(7) 下水道使用料		
	(8) 介護保険料		
	(9)		

(注)

- 1 納税義務等が存在しないものは、該当記入欄に×を記入すること。
- 2 団体が法人でない場合は、「法人該当記入欄」に斜線を引くこと。

2 添付書類

納税義務が存在しないものであることの証明ができる書面があるときはその書面

様式第6号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

小山町長 氏 名

小山町公の施設に係る指定管理者候補者選定通知書

年 月 日付で申請された下記公の施設における指定管理者の指定について、選考の結果、貴団体を指定管理者の候補者として選定したので、小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第6条の規定により通知します。

なお、このたび指定管理者の候補者として選定しましたが、指定管理者として指定されるには、地方自治法第244条の2第6項の規定により小山町議会の議決が必要となりますので、議会の議決を経られない場合は、指定することはできない旨申し添えます。

議会の議決後、別途結果を通知しますので、お待ちください。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地

様式第7号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

小山町長 氏 名

小山町公の施設に係る指定管理者候補者不選定通知書

年 月 日付で申請された下記公の施設における指定管理者の指定について、選考の結果、貴団体を指定管理者の候補者として選定しませんでしたので、小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第6条の規定により通知します。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 不選定の理由

様式第8号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

小山町長 氏 名

小山町公の施設に係る指定管理者指定通知書

年 月 日付け 第 号において、公の施設における指定管理者候補団体として選定した旨を通知しましたが、このたび、指定管理者の指定について小山町議会の議決を経たため、小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条第1項の規定により下記のとおり指定管理者として指定しますので、同条例施行規則第7条の規定により通知します。

記

1 施設の名称

2 施設の所在地

3 指定期間 年 月 日から
年 月 日まで

4 管理運営内容等 別途協定書により定める。

様式第9号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

小山町長 氏 名

小山町公の施設に係る指定管理者不指定通知書

年 月 日付け 第 号において、公の施設における指定管理者候補団体として選定した旨を通知しましたが、このたび、指定管理者の指定について小山町議会の議決を経られなかったため、指定管理者として指定しませんので、同条例施行規則第7条の規定により通知します。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地

様式第10号（第10条関係）

小山町公の施設に係る指定管理者協定変更協議書

年 月 日

小山町長 様

所在地
名称
申請者 代表者氏名
電話番号

年 月 日に締結した下記公の施設に係る指定管理者協定書について、協定内容の一部を変更したいので、小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第10条第1項の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

- 1 施設の名称
- 2 変更協定名 基本協定・年度協定
- 3 協定変更内容
- 4 変更希望年月日 年 月 日
- 5 変更理由
- 6 その他

様式第11号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

小山町長 氏 名

小山町公の施設に係る指定管理者協定変更合意通知書

年 月 日付で申出のあった下記公の施設に係る指定管理者協定書の変更に
ついて、下記条件を付して合意するので、小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手續
等に関する条例施行規則第10条第2項の規定により通知します。

記

- 1 施設の名称
- 2 変更協定名 基本協定・年度協定
- 3 変更事項
- 4 変更年月日 年 月 日
- 5 変更の条件
- 6 その他

様式第12号（第10条関係）

小山町公の施設に係る指定管理者変更協定書

小山町（以下「甲」という。）と（施設名）の（指定管理者（団体名））（以下「乙」という。）とは、 年 月 日に締結した（施設名）の管理に係る基本（年度）協定（以下「協定」という。）の一部について、小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第10条第3項の規定により、下記のとおり変更協定を締結する。

記

変更事項

この変更協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

小山町藤曲57-2

甲

小山町

小山町長 氏 名 印

所在地

乙（指定管理者）

名称

代表者氏名

印

電話番号

様式第13号(第10条関係)

第 号

年 月 日

様

小山町長 氏 名

小山町公の施設に係る指定管理者協定変更不都合通知書

年 月 日付けで申出のあった下記公の施設に係る指定管理者協定書の変更について、合意することができないので、小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第10条第4項の規定により通知します。

記

- 1 施設の名称
- 2 変更協定名 基本協定・年度協定
- 3 不都合の理由

様式第14号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

小山町長 氏 名

小山町公の施設に係る指定管理者協定変更申出書

年 月 日に締結した下記公の施設に係る指定管理者協定書について、協定内容の一部を変更したいので、小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第11条の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

- 1 施設の名称
- 2 変更協定名 基本協定・年度協定
- 3 協定変更内容
- 4 変更希望年月日 年 月 日
- 5 変更理由
- 6 その他

様式第15号(第12条関係)

小山町公の施設に係る指定管理者業務主任者決定通知書

年 月 日

小山町長 様

所在地
名称
申請者 代表者氏名
電話番号

年 月 日に協定を締結した下記公の施設の指定管理者業務に係る業務主任者を決定したので通知します。

記

1 施設の名称

2 施設の所在地

3 指定期間 年 月 日から
年 月 日まで

4 業務主任者氏名

様式第16号(第13条関係)

小山町公の施設の利用料金等(設定・減額・免除)承認申請書

年 月 日

小山町長 様

所在地
名称
指定管理者 代表者氏名
電話番号

小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第10条の規定により、
公の施設の利用料金に関し、下記のとおり定めたいので申請します。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 申請の内容
- 4 申請の理由
- 5 添付書類
 - (1) 小山町公の施設の管理に関する業務収支予算書
 - (2) その他町長が必要と認める書類

様式第17号（第13条関係）

第 号

年 月 日

様

小山町長 氏 名

小山町公の施設の利用料金等（設定・減額・免除）承認書

年 月 日付で申請された公の施設の利用料金（設定・減額・免除）について、下記のとおり承認しますので、小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第13条第2項の規定により通知します。

なお、小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第10条第4項の規定に基づき、利用者に周知願います。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 承認の内容

様式第18号（第14条関係）

小山町公の施設に係る指定管理者重要事項変更届書

年 月 日

小山町長 様

所在地
名称
指定管理者 代表者氏名
電話番号

小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第11条の規定により、
下記のとおり変更事項を届け出ます。

記

- 1 施設の名称
- 2 変更事項

	変 更 前	変 更 後
所 在 地		
団体の代表者		
定 款		

- 3 変更理由

- 4 添付書類

- (1) 登記簿の全部事項証明及び定款の写し（法人以外の団体にあつては、会則等当該団体の組織活動の基本となる規則を記載した書類）
- (2) 小山町公の施設に係る指定管理者申請資格に関する申立書
- (3) 代表者及び法人に関する納税証明書等滞納のない証明
- (4) その他町長が必要と認める書類

(注) 団体の代表者及び団体が小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条第2項に規定する指定管理者の申請資格に欠けたとき等においては、指定管理者の指定を取り消されることがあります。

様式第19号(第15条関係)

小山町公の施設に係る指定管理者事業報告書

年 月 日

小山町長 様

所在地
名称
指定管理者 代表者氏名
電話番号

年度に係る公の施設の指定管理者の業務について、小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第12条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 指定期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 4 管理業務の実施状況
- 5 利用状況並びに利用拒否等の件数及び理由
- 6 利用料金等に係る収入実績

7 管理に係る経費の収支状況

(1) 収入の部

(単位:円)

項 目	予算額 (当初:上段括弧 書き) (最終:下段)	決算額	差額	備 考
指定管理料 利用料金収入 事業収入 雑入				
収入合計				

(2) 支出の部

(単位:円)

項 目	予算額 (当初:上段括弧 書き) (最終:下段)	決算額	差額	備 考
人件費 事業費 管理費 (消耗品費) (光熱水費) () 事務費				
支出合計				

8 添付書類等

その他町長が必要と認める書類

様式第20号（第17条関係）

第 号
年 月 日

様

小山町長 氏 名 印

小山町公の施設に係る指定管理者指定取消通知書

小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第14条第1項の規定により、下記のとおり指定管理者の指定を取り消すので、同条例施行規則第17条第1項の規定により通知します。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 協定日 年 月 日
- 4 指定取消日 年 月 日
- 5 取消しの理由

教示

この決定に不服がある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求と2の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

1 審査請求

この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、小山町長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）

この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、小山町を被告として（訴訟において小山町を代表する者は小山町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第21号（第17条関係）

第 号
年 月 日

様

小山町長 氏 名 印

小山町公の施設に係る指定管理者業務停止命令書

小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第14条第1項の規定により、下記のとおり指定管理者の業務の全部（一部）の停止を命ずるので、同条例施行規則第17条第1項の規定により通知します。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 協定日 年 月 日
- 4 業務の停止期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 5 停止を命ずる業務の範囲
- 6 停止の理由

教示

この決定に不服がある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求と2の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

1 審査請求

この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、小山町長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）

この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、小山町を被告として（訴訟において小山町を代表する者は小山町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第22号（第18条関係）

小山町公の施設に係る指定管理者設備設置等承認申請書

年 月 日

小山町長 様

所在地	
指定管理者 （利用者）	名称
	代表者氏名
	電話番号

公の施設に設備等を設置（変更、許可）したいので、小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第18条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 施設の名称
- 2 設置等を行う者
- 3 設置等予定日 年 月 日
- 4 設置等の期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 5 設置等の場所
- 6 設置又は変更の内容
- 7 設置等の理由

様式第23号(第18条関係)

第 号

年 月 日

様

小山町長 氏 名 印

小山町公の施設に係る指定管理者設備設置等承認書

年 月 日付で申請のあった下記公の施設に係る設備設置等について、下記条件を付して承認する。

記

- 1 施設の名称
- 2 設置等を行う者
- 3 設置等の期間 年 月 日～ 年 月 日
- 4 設置等の場所
- 5 設置又は変更の内容
- 6 承認の条件等

教示

この決定に不服がある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求と2の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

1 審査請求

この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、小山町長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 処分の取消しの訴え(取消訴訟)

この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、小山町を被告として(訴訟において小山町を代表する者は小山町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第24号(第18条関係)

第 号

年 月 日

様

小山町長 氏 名 印

小山町公の施設に係る指定管理者設備設置等不承認書

年 月 日付で申請のあった下記公の施設に係る設備設置等について、不承認とする。

記

- 1 施設の名称
- 2 設置等を行う者
- 3 設置等の期間 年 月 日～ 年 月 日
- 4 設置等の場所
- 5 設置又は変更の内容
- 6 不承認の理由

教示

この決定に不服がある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求と2の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

1 審査請求

この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、小山町長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 処分の取消しの訴え(取消訴訟)

この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、小山町を被告として(訴訟において小山町を代表する者は小山町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第25号(第19条関係)

小山町公の施設に係る指定管理者業務休止(廃止)承認申請書

年 月 日

小山町長 様

	所在地
	名称
指定管理者	代表者氏名
	電話番号

小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第19条第1項の規定により、下記のとおり業務を休止(廃止)したいので申請します。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 協定日 年 月 日
- 4 休止(廃止)しようとする業務の範囲
- 5 休止の期間(廃止予定期日) 年 月 日から
年 月 日まで
- 6 休止(廃止)を必要とする理由

様式第26号（第19条関係）

第 号
年 月 日

様

小山町長 氏 名

小山町公の施設に係る指定管理者業務休止（廃止）承認書

年 月 日付で申請のあった下記公の施設に係る指定管理者の業務の休止（廃止）について、下記条件を付して承認する。

記

- 1 施設の名称
- 2 休止（廃止）を承認した業務の範囲
- 3 休止の期間（廃止予定期日） 年 月 日から
年 月 日まで
- 4 条件等

教示

この決定に不服がある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求と2の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

1 審査請求

この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、小山町長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）

この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、小山町を被告として（訴訟において小山町を代表する者は小山町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第27号(第19条関係)

第 号

年 月 日

様

小山町長 氏 名 印

小山町公の施設に係る指定管理者業務休止(廃止)不承認書

年 月 日付けで申請のあった下記公の施設に係る指定管理者の業務の休止(廃止)について、不承認とする。

記

- 1 施設の名称
- 2 休止(廃止)の申請があった業務の範囲
- 3 不承認の理由

教示

この決定に不服がある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求と2の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

1 審査請求

この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、小山町長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 処分の取消しの訴え(取消訴訟)

この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、小山町を被告として(訴訟において小山町を代表する者は小山町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第28号（第20条関係）

小山町公の施設に係る指定管理者業務委託（請負）承認申請書

年 月 日

小山町長 様

指定管理者	所在地
	名称
	代表者氏名
	電話番号

公の施設の管理に係る業務の一部を委託（請負）したいので、小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第20条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 施設の名称
- 2 委託（請負）業務の開始予定日 年 月 日
- 3 委託（請負）業務の期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 4 委託（請負）業務の範囲
- 5 委託（請負）業務の理由
- 6 その他

様式第29号(第20条関係)

第 号

年 月 日

様

小山町長 氏 名 印

小山町公の施設に係る指定管理者業務委託(請負)承認書

年 月 日付で申請のあった下記公の施設の管理に業務の一部を委託(請負)することについて、下記条件を付して承認する。

記

- 1 施設の名称
- 2 委託(請負)業務の開始予定日 年 月 日
- 3 委託(請負)業務の期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 委託(請負)業務の範囲
- 5 承認の条件等

教示

この決定に不服がある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求と2の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

1 審査請求

この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、小山町長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 処分の取消しの訴え(取消訴訟)

この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、小山町を被告として(訴訟において小山町を代表する者は小山町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第30号(第20条関係)

第 号

年 月 日

様

小山町長 氏 名 印

小山町公の施設に係る指定管理者業務委託(請負)不承認書

年 月 日付で申請のあった下記公の施設の管理に業務の一部を委託(請負)することについて、不承認とする。

記

- 1 施設の名称
- 2 委託(請負)業務の期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 委託(請負)業務の範囲
- 4 不承認の理由

教示

この決定に不服がある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求と2の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

1 審査請求

この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、小山町長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 処分の取消しの訴え(取消訴訟)

この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、小山町を被告として(訴訟において小山町を代表する者は小山町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第1号 (第4条関係)
様式第2号 (第4条関係)
様式第3号 (第4条関係)
様式第4号 (第4条関係)
様式第5号 (第4条関係)
様式第6号 (第6条関係)
様式第7号 (第6条関係)
様式第8号 (第7条関係)
様式第9号 (第7条関係)
様式第10号 (第10条関係)
様式第11号 (第10条関係)
様式第12号 (第10条関係)
様式第13号 (第10条関係)
様式第14号 (第11条関係)
様式第15号 (第12条関係)
様式第16号 (第13条関係)
様式第17号 (第13条関係)
様式第18号 (第14条関係)
様式第19号 (第15条関係)
様式第20号 (第17条関係)
様式第21号 (第17条関係)
様式第22号 (第18条関係)
様式第23号 (第18条関係)
様式第24号 (第18条関係)
様式第25号 (第19条関係)
様式第26号 (第19条関係)
様式第27号 (第19条関係)
様式第28号 (第20条関係)
様式第29号 (第20条関係)
様式第30号 (第20条関係)